

上越市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上越市長 中川幹太

上越市規則第18号

上越市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

上越市建築基準法施行細則（昭和59年上越市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

6	前回報告以降の 軽微な変更	概要
	※受付欄	※処 理 事 項

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

第6号様式中

2 鉄骨造建築物等で階数が3以上又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物の鉄骨工事に関する報告は、建築主事が別に指定する書類を添付すること。

を

3 工事監理における確認状況報告書は、前回の報告分を含め今回の報告工程までの状況について記載すること。

4 報告する工程の工事監理者又は工事施工者が2以上あるときは、代表となる者について記入し、別紙にその他の者について記入して添付すること。

6	前回報告以降の 軽微な変更	概要

(注意) 1 鉄骨造建築物等で階数が3以上又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物の鉄骨工事に関する報告は、建築主事が別に指定する書類を添付すること。

に改める。

2 工事監理における確認状況報告書は、前回の報告分を含め今回の報告工程までの状況について記載すること。

3 報告する工程の工事監理者又は工事施工者が2以上あるときは、代表となる者について記入し、別紙にその他の者について記入して添付すること。

」

第7号様式中

※受付欄	※処理事項	※指定(変更・廃止)番号欄
		年 月 日 第 号
		※告示番号欄
		年 月 日 第 号

を削る。

(注意) ※印のある欄は、記入しないこと。

第8号様式中

5 特記事項		
※受付欄	※処理事項	※指定番号欄
		年 月 日 第 号
		※告示欄
		年 月 日 第 号

を

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 3欄の築造年月日が不明な場合は、記入しなくてもよい。

3 5欄の特記事項は、特に周囲の建築物の態様について記入すること。

5 特記事項

(注意) 1 3欄の築造年月日が不明な場合は、記入しなくてもよい。

に改める。

2 5欄の特記事項は、特に周囲の建築物の態様について記入すること。

第10号様式中

3 建築物等の用途	
※受付欄	※処理事項

を

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 許可、認定及び指定に係る申請の取下げの場合は市長宛てに、確認申請の取下げの場合は建築主事宛てに提出すること。

「

3 建築物等の用途	
-----------	--

(注意) 許可、認定及び指定に係る申請の取下げの場合は市長に改める。
宛てに、確認申請の取下げの場合は建築主事宛てに提出
すること。

」

「

6 取りやめの理由		
※ 受付欄	※ 処 理 事 項	※ 台帳記入欄
		年 月 日
		記 入 者 印

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
2 許可申請及び認定申請に係る工事の取りやめの場合
は市長宛てに、確認申請に係る工事の取りやめの場合
は建築主事宛てに提出すること。
3 1、2欄の確認済証の交付に係る内容は、計画変更
の確認を受けている場合は計画変更後の確認につ
いて記入すること。
4 2欄は、確認申請に係る工事の取りやめの場合に
記入すること。
5 5欄は、建築物にあつては建築面積及び床面積
を、昇降機、建築設備及び工作物にあつてはその数
量等を記入すること。

第11号様式中

を

」

「

6 取りやめの理由	
-----------	--

- (注意) 1 許可申請及び認定申請に係る工事の取りやめの場合
は市長宛てに、確認申請に係る工事の取りやめの場合
は建築主事宛てに提出すること。
2 1、2欄の確認済証の交付に係る内容は、計画変更
の確認を受けている場合は計画変更後の確認につ
いて記入すること。に改める。
3 2欄は、確認申請に係る工事の取りやめの場合に
記入すること。
4 5欄は、建築物にあつては建築面積及び床面積
を、昇降機、建築設備及び工作物にあつてはその数

量等を記入すること。

5 変更の理由		
※ 受付欄	※ 処 理 事 項	※ 台帳記入欄
		年 月 日
		記 入 者 印

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 1、2欄の確認済証の交付に係る内容は、計画変更の確認を受けている場合は計画変更後の確認について記入すること。

3 2欄は、確認申請に係る名義変更等の場合に記入すること。

4 4欄は、変更した部分のみ記入すること。

5 確認済証の交付を受けた後に工事監理者又は工事施工者を決定した場合は、工事監理者又は工事施工者を4欄の「新」欄に記入し、「旧」欄は「未定」と記入すること。

6 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。

第12号様式中

を

5 変更の理由	
---------	--

(注意) 1 1、2欄の確認済証の交付に係る内容は、計画変更の確認を受けている場合は計画変更後の確認について記入すること。

2 2欄は、確認申請に係る名義変更等の場合に記入すること。

3 4欄は、変更した部分のみ記入すること。 に改める。

4 確認済証の交付を受けた後に工事監理者又は工事施工者を決定した場合は、工事監理者又は工事施工者を4欄の「新」欄に記入し、「旧」欄は「未定」と記入すること。

5 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市建築基準法施行細則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市建築基準法施行細則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。